4　美濃市長による措置
　１の特定空家の所有者が、３の期限までに２の措置を行わないときは、美濃市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、同法第22条第10項の規定により当該措置を行う。
　なお、市長等により２の措置が講じられた後、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。
5　動産等の取扱い
　市長等が当該措置を行うときは、建築物内部及びその敷地に残置されている動産等を撤分処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう６の問合せ先へ通知すること。
6　問合せ先
　美濃市役所都市整備課住宅建築係
　ＴＥＬ　0575―33―1122
　ＦＡＸ　0575―31―0052

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　令和８年６月11日　美濃市長　篠田　啓介
1　対象となる特定空家等
(1)　所在地　岐阜県美濃市字小倉山1563番14、156番６
(2)　家屋番号　1563－１－５
(3)　構造　木造２階建て
(4)　床面積　一階70.80㎡、一階以外54.60㎡
2　所有者等に命ずる必要な措置の内容
(1)　対象の特定空家及び附属物の除却
(2)　敷地内の雑草・立木棟の伐採及び伐根
(3)　敷地内の動産や廃材等の撤去及び関係法を遵守した適切な処分
3　措置の期限　令和８年７月10日

会社その他の公告

解散公告

　当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年六月十一日
　北海道芦別市上芦別町九四番地の三七
　有限会社寺本商店
　清算人　寺本　紀明

解散公告

　当社は、令和四年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年六月十一日
　北海道網走郡津別町字達美一六七番地
　有限会社中央保険事務所
　清算人　齊藤　貴行

解散公告

　当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年六月十一日
　岩手県盛岡市新田町九番一五号
　有限会社アート薬局
　清算人　佐々木　謙

解散公告

　当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年六月十一日
　岩手県盛岡市上堂三丁目六番二八号
　有限会社第一エンジニヤリング工業
　清算人　山内　広則

解散公告

　当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年六月十一日
　宮城県登米市迫町佐沼字錦二〇六番地二
　フジワラ電気合同会社
　清算人　藤原　幸治

解散公告

　当社は、令和八年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年六月十一日
　茨城県取手市井野五〇四五番地
　株式会社大富士工業所
　代表清算人　髙野　雅雄